



マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化

資格確認書の仕組みの整備 【医療保険各法】

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者（※1）が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。
 - （※1）マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者やこどもなどマイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など
 - （※2）資格確認書の有効期間は、1年を限度として、各保険者が設定することとする。様式は国が定める。
 - （※3）保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できることとする。（経過措置）
- 発行済みの健康保険証は、健康保険証廃止後、1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設ける。

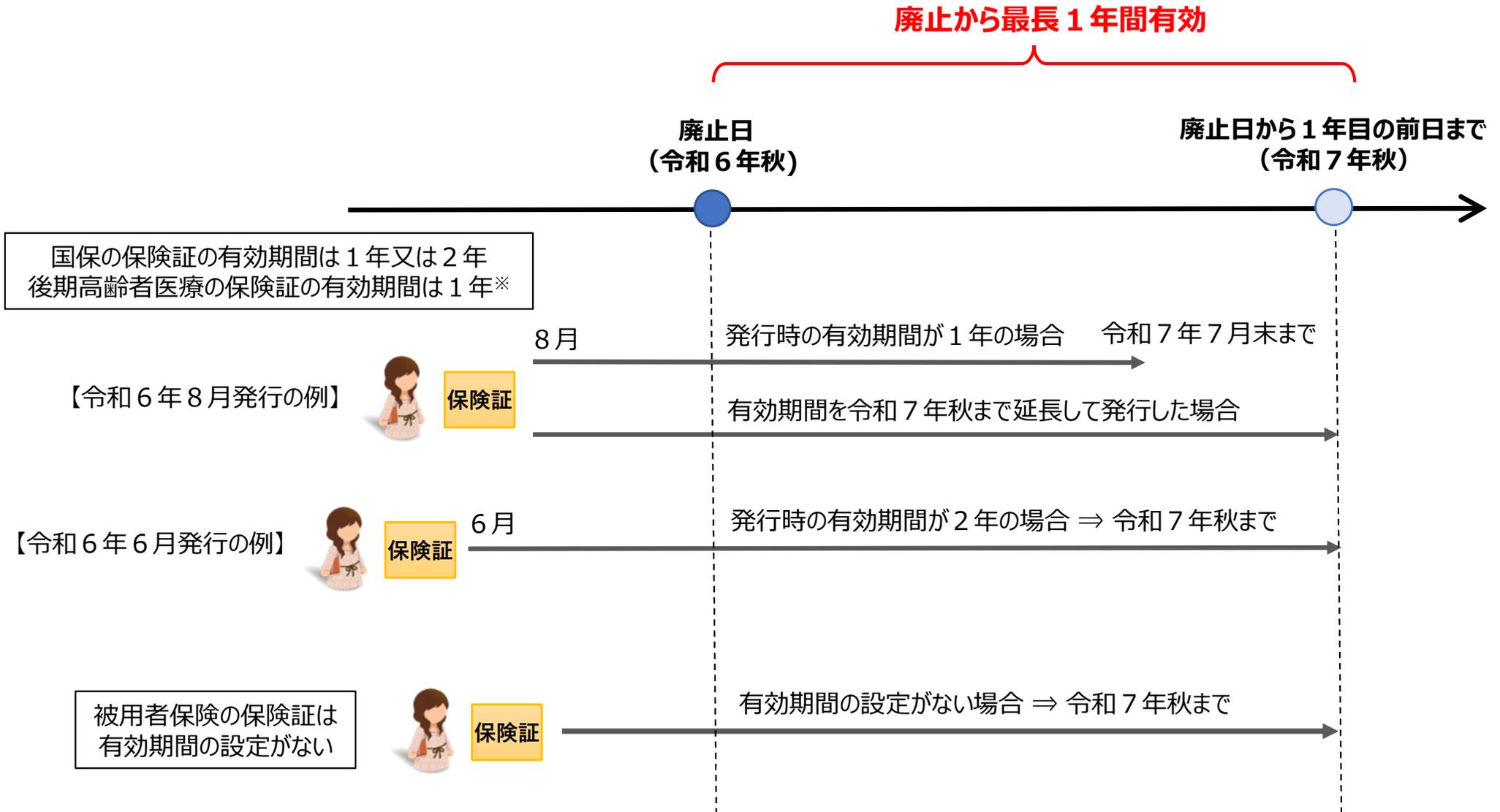
特別療養費の支給の通知の仕組みの整備 【国民健康保険法等】

- 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止する。
- 長期にわたる保険料滞納者（※5）に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととする。
 - （※4）現在のオンライン資格確認の仕組みでも、医療機関・薬局では、特別療養費の対象者かどうかを確認できる。保険証の廃止後は、特別療養費の対象者は、被保険者資格証明書ではなく、マイナンバーカード又は資格確認書（特別療養費の対象者である旨を記載）を提示して受診。
 - （※5）長期にわたる保険証滞納者とは、市町村が納付の勧奨、納付相談の実施等により保険料の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、特別の事情（災害、病気、事業廃止等）なく、保険料を原則1年以上滞納している滞納者。事前通知の仕組みでも、現行の被保険者資格証明書と同様、機械的な運用を行うことなく、保険料の納付に資する取組や特別の事情の有無の把握等を適切に行った上で通知することを周知予定。

- 見直しの時期：令和6年秋を予定

発行済の健康保険証の取扱いについて

- 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）、有効とみなす経過措置を設けることとしている。



(注) 短期被保険者証、被保険者資格証明書も同様とする

※一部の後期高齢者医療広域連合では、2年

参考：国保の短期被保険者証、資格証明書の仕組み（現行）

- 国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つものであり、保険料の収納の確保は、制度の維持や被保険者間の負担の公平の観点から重要。滞納者に対しては、滞納処分も含めた適切な収納対策を講じる必要。
- 国民健康保険料は、毎月の給与から天引きされる健康保険料とは異なり、自主的な納付が必要であり、保険料の滞納が生じやすい。このため、「短期被保険者証」「資格証明書」を交付し、滞納者との納付相談の機会の確保など、実効ある収納対策を実施できるようにしている。

	制度概要
短期被保険者証 （交付世帯数：48万） ※令和3年6月時点 ※全世帯数：1724万（令和2年度時点）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、保険料滞納者に対して、<u>短期の有効期間を設定した「短期被保険者証」を交付できる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ※ 医療機関等の窓口で提示すれば、通常の一部負担金で受診することが可能。 ※ 有効期間は個々の滞納世帯の状況に応じ、保険者が決定。（例：6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月など）
被保険者資格証明書 （交付世帯数：9.9万） ※令和3年6月時点 ※昭和61年の導入時は、保険者の裁量による運用。介護保険制度の導入に伴い新たに介護納付金の納付も必要となったこと等から、平成12年から、法律上一定の要件に該当した場合は発行する義務を設けた。 ※後期高齢者医療制度も同様の制度があるが、原則として交付しない運用（発行実績なし（令和3年9月末日時点））	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、保険料を納付することができない「<u>特別の事情</u>」がないにもかかわらず、<u>原則1年以上保険料を滞納している者</u>に対して、<u>被保険者証の返還を求め</u>（返還を求められた世帯主は被保険者証の返還義務あり）、<u>「資格証明書」を交付する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ※ 特別の事情（政令で規定） <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の財産が災害又は盗難にあった ・世帯主等が病気又は負傷した ・世帯主が事業を廃止又は休止した ・世帯主の事業に著しい損失があった 等 ※ 医療機関の窓口で医療費を全額支払った後、保険者に保険給付分の償還払いを申請できる。

参考：オンライン資格確認での短期被保険者証、資格証明書の仕組み（現行）

- オンライン資格確認では、市町村は、短期被保険者証、資格証明書の情報を、支払基金・国保中央会に登録し、医療機関・薬局では、患者が短期被保険者証、資格証明書を有する者かどうか分かる仕組みとなっている。
- ※顔認証付きカードリーダーでは、患者自身が短期被保険者証、資格証明書の対象かどうかはまでは表示していない。

